



Contents

P2 **フォトギャラリー**

P3 **トピックス**

- (1) 「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
- (2) 国際コンファレンス「持続的・包摂的な成長に向けたアジア金融セクターの強化」の開催（3月8日）結果について
- (3) 第29回金融審議会総会・第17回金融分科会合同会合の開催（2月27日）結果について
- (4) 「金融の円滑化と中小企業支援策に関する説明会」開催結果について
- (5) 「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」の開催（2月28日）結果について

P7 **金融ここが聞きたい！**

P8 **皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い**

P11 **金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング**

P12 **お知らせ**

フォトギャラリー



第 29 回金融審議会総会・第 17 回金融分科会合同会合にて挨拶する寺田副大臣
(2月27日)



第 29 回金融審議会総会・第 17 回金融分科会合同会合にて挨拶する島尻大臣政務官
(2月27日)



年度末金融の円滑化に関する意見交換会にて挨拶する麻生大臣 (2月28日)



国際コンファレンスにて挨拶する寺田副大臣
(3月8日)

トピックス

(1)「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)について、平成24年12月14日から平成25年1月15日にかけて、広く意見の募集を行い、2月7日に各監督指針の改正を行いました。

今般の改正は、金融安定理事会における合意(「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性(2011年11月)」)等を踏まえ、金融機関の再建・処理計画についての監督上の着眼点等を明らかにすることを目的とするものです。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正\(案\)に対するパブリックコメントの結果等について](#)」(平成25年2月7日)にアクセスして下さい。

(2)国際コンファレンス「持続的・包摂的な成長に向けたアジア金融セクターの強化」の開催(3月8日)結果について

金融庁金融研究センターでは、アジア、欧米、国際機関から研究者、当局者、実務家などを招き、望ましい金融規制・監督のあり方等について、官学中心とした国際コンファレンスを開催しています。

今回は、「持続的・包摂的な成長に向けたアジア金融セクターの強化」をテーマとして、アジア開発銀行研究所との共催により、平成25年3月8日に開催いたしました。国内外の研究者、政府・中銀関係者、金融機関、在京各国大使館関係者など、300名強の参加がありました。

冒頭の寺田稔内閣府副大臣兼復興副大臣及び河合正弘アジア開発銀行研究所長兼CEOの開会挨拶に引き続き、畑中龍太郎金融庁長官により、我が国とアジアの金融環境を取り巻く課題についての基調講演が行われました。加えて、ムリヤマン・D・ハダドインドネシア金融庁理事長から先般設立されたばかりのインドネシア金融庁の役割と今後の課題について基調講演が行われました。

その後、セッション1～4に分かれて、アジアの金融市場の発展と安定を促進するような規制や制度のあり方について、報告や議論が行われました。各セッションの主な内容は、以下の通りです。

<セッション1>グローバルな金融規制改革—アジアへのインプリケーションと教訓

セッション1(議長:ジェハ・パーク アジア開発銀行研究所副所長)では、先般の金

融危機から得られる教訓について、金融の統合、グローバルな規制改革、通貨の流動性の面から議論が行われました。

まず、金融の統合に関して、アジアは欧州の経験から、統合を進めるにあたっては、規制や監督の実施方法について各国当局の責務を明確にすることが望ましいとの発表がありました。また、金融危機後のグローバルな規制改革については、バーゼルⅢがアジア各国に与える影響は大きくないとの実証研究の結果が発表されました。さらに、流動性の問題については、リーマンショック後の世界金融危機の際に邦銀の信用力は悪化しなかったものの、東京市場でのドル不足が深刻であったことから、信用リスクと流動性リスクを区別する重要性が指摘され、市場が流動性不足に陥った場合に中央銀行がとる対応策について発表が行われました。

<セッション2>アジア金融セクターの改革への課題

セッション2（議長：大山剛 監査法人トーマツ金融インダストリーグループパートナー）では、金融危機の際に日本及びアジア各国の金融当局がとった対応策とその後の監督体制の現状を分析し、今後のアジアの金融市場の発展に向けた各国における望ましい規制について、民間の金融機関からの視点も含め、議論が行なわれました。

セッション内では、日本で1990年代に金融危機を経験した際にとられた様々な措置やリーマンショック後に円滑な資金供給を促すためにとられた対策について発表がありました。加えて、タイやフィリピンにおける金融危機への対応についても発表があり、問題の早期発見・早期対応や銀行の自己規律の強化が重要であるとのコメントがなされました。

<セッション3>アジア地域の規制監督体制・枠組みの強化

セッション3（議長：ガネシャン・ウィグナラジャ アジア開発銀行研究所研究部長）では、アジアの金融セクターを強化するための規制や政策に焦点を当て、特に、バブルを未然に防ぐための早期警戒指標と、アジアの金融包摂を推進するための政策について議論を行いました。

まず、日本および米国のバブルの原因が拡張的な金融政策と不動産市場における信用拡大であるとし、バブルを防ぐために今後の有用な指標として、不動産・住宅ローンの全体貸出に占める比率、経済成長率と比較した不動産・住宅向け貸出の伸び率、そして所得と住宅価格の比率の3つを提案する発表がなされました。次に、アジアにおける金融包摂について、パキスタン、フィリピン、マレーシアの事例を挙げながら現状の分析がなされ、金融包摂の推進に向けて電子マネーの普及や利用者保護の促進を始めとする政策についての議論がなされました。

<セッション4>パネル・ディスカッション：アジアにおけるこれからの金融規制

セッション4（モデレーター：河合正弘 アジア開発銀行研究所兼CEO）では、アジアの経済発展を促すような望ましい規制のあり方について、パネル・ディスカッションが行われました。

冒頭、英国の新しい金融監督体制についての説明があり、加えて監督当局のあり方についてアジアと欧米の金融機関におけるコーポレート・ガバナンスと企業文化の違いという観点から発表がありました。これに対して日本とタイの立場から、アジアの監督当局が経済成長に貢献していく上で望ましい規制のあり方について、透明性の向上や金融インフラの改善の必要性が述べられたほか、金融セクターが経済発展に貢献することの重要性が強

調されました。

(3) 第 29 回金融審議会総会・第 17 回金融分科会合同会合の開催(2 月 27 日)結果について

平成 25 年 2 月 27 日に、第 29 回金融審議会総会・第 17 回金融分科会合同会合を開催し、委員の紹介、昨年の諮問事項に対する報告等を行いました。

1. 委員の紹介等について

事務局から委員等の紹介があった後、委員の互選により、吉野直行委員が金融審議会会長及び金融分科会会長に就任しました。また、吉野会長の指名により、神田秀樹委員が会長代理及び分科会長代理に就任しました。

2. 昨年の諮問事項に対する報告について

昨年の金融審議会総会で行われた諮問のうち、

- (1) 投資信託・投資法人法制の見直しについての検討
- (2) 金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方についての検討
- (3) 近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制の見直しについての検討

に関して、それぞれのワーキング・グループにおける議論の結果取りまとめられた報告書について、議論・了承されました。

今後、これらの報告書に基づいて、必要な制度整備を行っていきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「金融審議会」の「議事録・資料等」から [「第 29 回金融審議会総会・第 17 回金融分科会合同会合議事次第」\(平成 25 年 2 月 27 日\)](#) にアクセスしてください。

(4) 「金融の円滑化と中小企業支援策に関する説明会」開催結果について

中小企業金融円滑化法(以下、「円滑化法」という。)が本年 3 月末で期限を迎えるに当たり、金融庁では、円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針として、

- ・ 検査・監督のスタンスや不良債権の定義は何ら変わらない
- ・ 金融機関には、引き続き、貸付条件の変更等や円滑な資金供給、それぞれの借り手企業の実態に応じた最適な解決策の提案・支援に努めるよう促していく

等を明確化してきました。

こうした方針・対応について、規模の小さい事業者を中心に、もう一段の周知徹底が必要であると考え、本年 2 月から 3 月にかけて、副大臣以下の金融庁幹部職員及び財務局幹部職員を全都道府県に派遣し、円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針等を、借り手企業関係者や金融機関に対して、改めて丁寧な説明を行いました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「注目施策・情報」の中の「中小企業等の金融円滑化対策について」から[「金融の円滑化と中小企業支援策に関する説明会（平成 25 年 2 月～3 月）」](#)にアクセスして下さい。

(5)「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」の開催(2 月 28 日)結果について

年度末の資金需要期を迎えることを踏まえ、平成 25 年 2 月 28 日に、金融機関代表者等を招き、「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」を開催しました。

その際、麻生金融担当大臣から金融機関代表者に対して、中小企業等に対する年度末の円滑な資金供給の確保とともに、個々の借り手に応じた経営改善支援、更には企業の育成・成長支援に努めるよう要請するとともに、融資動向等について意見交換を行いました。

<意見交換会参加機関等>

全国銀行協会、全国地方銀行協会、信託協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会、農林中央金庫、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、全国信用保証協会連合会、住宅金融支援機構

金融ここが聞きたい！

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q：(昨日で東日本大震災から2年が経ちました。) 二重ローン問題について、「まだなかなか解消が進んでいない」との声もあります。こういった金融面での措置、今後の課題についてはどうお考えでしょうか。

A. 二重ローンも、これまた地域によってすごく差があって、うちには二重ローン問題はありませんという地域もあつたりして、これまた場所によってすごく違います。ただ、今度、高台移転等々の話が色々出てくると、二重ローン問題というのは新たに出てくる部分も色々あろうと思いますので、当然のこととして、そういった問題について金融庁として対応していくというのは、きちんと二重ローン問題の対応について指示はしてありますけれども、引き続ききちんと対応していかないといけないと思っています。

【平成 25 年 3 月 12 日 (火) 閣議後記者会見】

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。



これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- ・その信用力などが保証されているものではありません。
- ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[投資勧誘等にご注意！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ IP 電話・PHSからは、03-5251-6811 におかけください。

FAX：03-3506-6699

(2)皆様からの情報提供が市場を守ります！

(イ) 情報受付窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報受付窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直通：03-3581-9909 (情報受付窓口直通)

代表：03-3506-6000 (内線3091、3093)

FAX：03-5251-2136

郵送(共通)：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

We Are Watching

40+80 938
38 10 588
02-50 968
83+98 408

私たちの監視活動と、
あなたの情報提供が、
証券市場を守ります。

「証券取引等監視委員会」は、インサイダー取引、相場操縦、ディスクロージャー違反(有価証券報告書の虚偽記載など)に係る調査や証券会社の検査など、証券市場全般の監視活動を行っています。

証券取引での不正に気づいたら、情報提供をお願いします。

03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

SESC 証券取引等監視委員会

証券取引等監視委員会は国の機関です。情報提供時のプライバシーは厳守します。
情報提供ははかり電話、FAXでも受け付けています。 郵便先 〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 FAX:03-5251-2136

(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング

このコーナーは、平成 25 年 2 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- [中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [資本性借入金の税務上の取扱いについて](#)
- [公認会計士の懲戒処分について](#)
- [ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について](#)
- [「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」の一部改定（案）の公表について](#)
- [「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [無登録で金融所品取引業を行う者の名称等について](#)
- [「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」の公表について](#)

お知らせ

(1) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はいかがでしょうか。

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
2. 借入れや返済について、取引金融機関とのお困りのこと
3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(2) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.htm>)



◆金融庁ツイッター「金融庁関連情報」

(URL: http://twitter.com/#!/fsa_JAPAN)

(3)メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service

